



週刊 税のしるべ

第3642号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 税制改正法案と修正案が衆院を通過 2面
- パートナーシップ構築宣言の公表要領を改正 2面
- 事前確定届出給与の取扱いで文書回答 3面
- 法務省がスマート変更登記の利用方法 4面

東京地裁

外資系生保の募集人に個人事業税を賦課は適法

業務が「代理業」に当たるとの都の判断を容認

外資系生命保険会社で報酬を歩合制によって受け取る19人の生命保険募集人(納税者ら)が都税事務所から個人事業税の課税客体である「代理業」に当たるとして令和3、4年分の個人事業税の賦課決定処分を受けた。これに対し、納税者らが代理権を有していないので代理業に当たらないなどと主張し、東京都を相手に処分の取消しを求めていた訴訟で東京地裁(鎌野真敬裁判長)は4日、処分が適法だったとする納税者敗訴の判決を下した。

納税者らは「代理業」の文理解釈の誤りを主張

納税者らは、保険業法278条1項の規定により生命保険募集人(生命保険会社の使用人等)で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うもの。ただ、納税者らは代理を行う権限は有していなかった(主張)の登録を受けている。外資系生命保険会社との間で、いずれも契約期間は1年

間、同社のために専門の生命保険募集人として仕事をすること等を「任務」とし、その対価として歩合制報酬の全部が事業所得に計上され、その額から社会保険料が控除された額が差引支給額とされていた。

納税者らは都税事務所所長から令和4年8月から12月にかけて、令和3年分の個人事業税の賦課決定処分を受け

最高裁が高裁判決を破棄・差し戻し

ふるさと納税巡る国と泉佐野市の争い

大阪府泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税の寄附金に係る収入が多額であることをもって特別交付税の減額を受けたこととし、同特別交付税の減額決定は地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるとして国に決定の取消しを求めていた訴訟で、最高裁第一小法廷(岡正裁判長)は2月27日、本件訴えが裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらないとして却下した。大阪府は、ふるさと納税の寄附金に係る収入が多額であることをもって特別交付税の減額を受けたこととし、同特別交付税の減額決定は地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるとして国に決定の取消しを求めていた訴訟で、最高裁第一小法廷(岡正裁判長)は2月27日、本件訴えが裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらないとして却下した。

大阪府泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税の寄附金に係る収入が多額であることをもって特別交付税の減額を受けたこととし、同特別交付税の減額決定は地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるとして国に決定の取消しを求めていた訴訟で、最高裁第一小法廷(岡正裁判長)は2月27日、本件訴えが裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらないとして却下した。

提起したものもこの限りではない。裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらないと判断。本件訴えを却下して、2審の大阪高裁は、本件訴えについて、行政主体としての泉佐野市が、法規の適用の適正を巡る一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものもこの限りではない。裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たると判断した。

キャッシュレス推進デーを実施

国税庁は、「キャッシュレス推進デー」を、例年、特定の曜日、10日(源泉所得税の納付期限)や月末などの特定の日に、税務署の窓口で納税に来た人を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧な説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の進捗を体感してもらうこととする。また、キャッシュレス推進デーは、現在、国税庁では、千葉東署、東京上野署、神奈川・藤沢署で、4月から6月の毎月10日と月末を推進デーに設定。来署者のスマホ等を利用して、徴収高計算書(または納付情報登録依頼)の送信から、キャッシュレス納付までの利用を案内するとともに、これらの操作を、職員がサポートすることとしている。

「キャッシュレス推進デー」とは、例えば、特定の曜日、10日(源泉所得税の納付期限)や月末などの特定の日に、税務署の窓口で納税に来た人を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧な説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の進捗を体感してもらうこととする。また、キャッシュレス推進デーは、現在、国税庁では、千葉東署、東京上野署、神奈川・藤沢署で、4月から6月の毎月10日と月末を推進デーに設定。来署者のスマホ等を利用して、徴収高計算書(または納付情報登録依頼)の送信から、キャッシュレス納付までの利用を案内するとともに、これらの操作を、職員がサポートすることとしている。

税のしるべ電子版

読みたい記事がすぐに見つかる
https://shirube.zaikyo.or.jp/
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

貿易・関税に関する専門書

https://www.kanzei.or.jp/

実行関税率表 2025年度版

輸入申告に必要な輸入統計品目番号と品名及びその最新の関税率を掲載。附表では、CPTPP、HEU・EPA、RCEP協定等、各種EPAの税率を一覧表としたEPA等タリフデータを掲載。

2025年4月発行
A4判1308頁/定価26400円(税込)

輸出統計品目表 2025年版

輸出申告に必要な輸出統計品目番号と品名を掲載。また、各品目に適用される関税関係法令以外の法令についても参考欄でフォロー。附表では、貿易形態別符号表、船(機)籍符号表、税関符号表等の資料を掲載。

2024年12月発行
B5判722頁/定価10780円(税込)

貿易と関税

通関手続・国際物流といった通関実務・貿易実務に関するトピックスや関連法令の解説、そして関税政策や税関行政の動向、WTOやEPA/FTA等における貿易自由化交渉や知的財産についての貿易を取り巻く動向を取り上げています。

B5判約80頁/定価880円(税込)

原産地規則と品目分類

〈長谷川実也・尾本薫共著〉
機械・繊維・繊維製品/化学品/農産品の4分野において、EPA特惠税率の適用に不可欠な品目分類と原産地規則の概要、さらには原産地証明書について解説。

A5判344頁/定価3300円(税込)

特殊関税ハンドブック

〈水谷浩隆著〉
不公正な貿易取引や輸入急増等の特別の事情がある場合に国内産業を保護・救済するための特殊関税制度について、不当廉売関税を中心に解説。

A5判160頁/定価2200円(税込)

世界税関紀行(御厨邦雄著)

WCO(世界税関機構)の事務総局長を15年にわたって務めた筆者が、世界の税関の姿をその現状のみならず、歴史や文化、人々の営みといったさまざまな視点から描きます。

A5判354頁/定価1980円(税込)

日本関税協会の図書は下記URLからご注文いただけます。
https://ws.formzu.net/fgen/S37638629/

税制改正法案が修正の上、衆院を通過

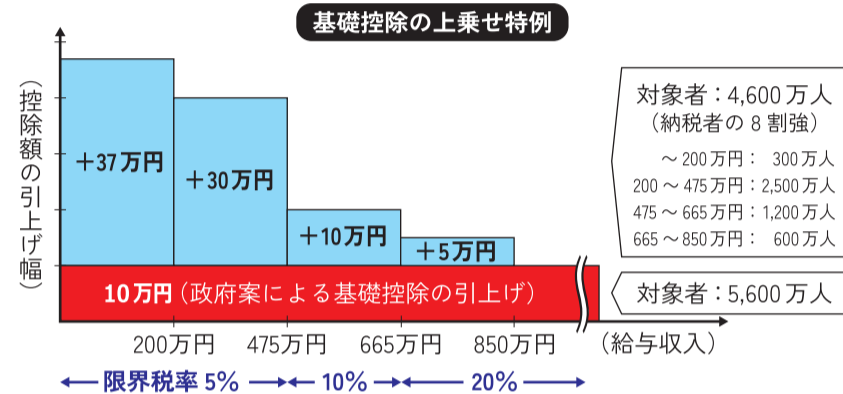
「基礎控除の特例」を7年から導入へ

給与収入850万円相当以下が対象

政府提出の令和7年度税制改正法案（国税、地方税の各法案）と与党が2月28日に提出した国税部分に係る同修正案の採決が4日、衆院本会議で行われ賛成多数で可決された。衆院で与党の議席が過半数割れする中、衆院での可決には一部野党の協力が不可欠となっていたが、高校授業料の無償化などで合意した日本維新の会の賛成を得た。参院では与党のみで過半数を占めるため、7年度税制改正法案の成立は、ほぼ確実となった。

控除額は収入により4段階、複雑な制度に

可決された修正案は、自民、公明の与党と国民民主党との、いわゆる「103万円の壁」対応を巡る3党の壁「対応を巡る3党の壁」制改正法案（政府案）では、所得税の基礎控除の最高額と給与所得控除の最低保障額をそれぞれ10万円引き上げるとしていたが、修正案では、「基礎控除の特例」を創設し、政府案の内容に上乗せして図のようにする。物価上昇に賃金が追いついていない状況を踏まえるとともに、高所得者優遇とならないように工夫をした結果、控除額の上乗せは収入が上がることに連動し、給与収入850万円相当で消失する。同850万円相当超の人（約1000万人）には上乗せによる恩恵はない。収入階層別に上乗せする控除額



※限界税率は単身の給与所得者の場合。
 ※政府案の対象人数には、給与所得控除の最低保障額引上げのみの対象者を含む。
 ※自民党の資料をもとに作成。

37万円の上乗せは恒久的措置、それ以外の上乗せは令和7年、8年に限った時限的措置とする。給与所得者については年末調整において適用する。上乗せ措置に係る7年度の減収規模は約6200億

円を見込む。なお、修正案では、同特例の創設のほか、7年度税制改正法案の附則に、①政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方および人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずる、②①の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるといった基本的方向性により、具体的な方策を検討する、③政府は、令和7年度末までに、歳入および歳出における必要措置を講ずることと盛り込んだ。

令和7年度税制改正法案が修正の上、衆院を通過した。過半数割れで与党のみでは衆院を通すことができず、行方に注目が集まっていた★こうした状況で思い出されるのは14年前のことだ。当時の与党・民主党は衆院で過半数を占めていたものの、参院では野党（自民党など）が多数を占めており、現在と同様に法案成立に野党の協力が不可欠だった。その影響で平成23年度税制改正法案は年度をまたいで成立せず、つなぎ法案の提出等や一部規定の削除を経て、最終的に成立したのは11月末だった★国会論戦を通じて熟議がなされることは大歓迎だ。従来のように、与党が数の力ですべてを決めてしまうことにも問題は多かった。しかし、決めるべきことがいつまで経っても決まらない。そんな「悪夢」の再現だけは勘弁してもらいたい。（2）

掲載取りやめの事由追加

再掲載には1年経過などが条件

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議は2月28日、パートナーシップ構築宣言公表要領を改正した。新たに下請法の勧告や独占禁止法の排除命令を受けたときなどと同宣言を行ったため、公表要領に基づき、同社のパートナーシップ構築宣言（3月3日号1面参照）同日、公正取引委員会が（株）ビックカメラに対して下請法の規定に違反する行為が認められたとして、下請法の勧告を行ったため、公表要領に公表されている。これは、これまでの宣言企業が宣言を履行していないときに加えて、新掲載取りやめから再度の宣言の掲載には、

や独占禁止法の排除措置命令を受けたとき、②下請振興法の指導を受け、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切でないとき、③宣誓書の内容の遵守に疑義がある場合、業所管省庁からの説明の求めに対し、十分な説明を行わないとき—の三つが宣言の掲載取りやめ事由に追加された。

政府は11日、下請代金支払遅延等防止法（下請法）及び下請中小企業振興法（下請振興法）の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出した。

「下請」の用語を変更へ

下請法などの改正案を閣議決定

発注者・受注者の対等な関係に基づき、適切な価格転嫁の定着を図っていくことを目的に、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の

旨、業所管省庁へ十分に説明することによって改善した旨の宣誓が必要となる。

また、法律名も「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改めることとしている。

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著
 ▼A5判・320頁・定価2530円(税込)

令和7年度 税制改正早わかり
 令和7年度の税制改正について、いち早く国税・地方税の主要項目を解説。
 中津山準・有賀文宣・吉田行雄・鈴木博・福住豊・糸賀定雄・森高厚胤 共編
 ▼A5判・1160頁・5170円(税込)

令和7年版 実例問答式 役員と使用人の給与・賞与・退職金の税務
 法人企業の人的経費の税務上の取扱いについて468の実例問答により解説。
 成松洋一 著
 ▼A5判・360頁・定価3300円(税込)

第4版 Q&A 税務上の評価損の実務事例集
 資産の評価損をめぐる税務事例について可能な限り一般化・普遍化できるように解説。
 小松誠志 著
 ▼B5判・350頁・定価3410円(税込)

四訂版 減価償却の実務 重要点解説
 最新の減価償却制度の重要論点について要点をまとめ、設例により解説。
 梶野研二 著
 ▼A5判・710頁・定価4070円(税込)

令和7年版 Q&A 資産税重要実務事例詳解
 Q&A形式により「事例」「回答」「解説」の流れに沿って重要実務事例について詳解。
 大蔵財務協会 編
 ▼A5判・140頁・定価2640円(税込)

令和6年4月6日 裁判事例集 第135集
 ※年4回発行の「定期購読(定価の1割引送料サービス)をお勧めします。
 木山泰嗣 著
 ▼四六判・260頁・定価2310円(税込)

税法勉強術
 標準思考を体得するための独自の手法論について語る異色の税法エッセイ第5弾！
 中井啓之・三城夏子 共著
 ▼B5判・140頁・定価1760円(税込)

事業主のための雇用関係助成金申請ガイド
 雇用関係助成金の導入と活用ポイントをわかりやすく解説!!
 品川芳宣 著
 ▼A5判・620頁・定価6050円(税込)

附帯税の実務研究
 附帯税に関する紛争事件の解決に資する一冊。
 志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂申俊 共編
 ▼A5判両入・2040頁・定価7150円(税込)

令和7年 改訂 国税通則法精解
 国税通則法のすべてを、各条文毎に趣旨・理論・運用などを精しく解説した比類のない解説書。
 ◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
 TEL03-3829-4141代 FAX03-3829-4001
 一国税速報メールへ二税のしるべへ電子版・アクセスは
 次のアドレスで！ https://www.zaikeyo.or.jp

スマート変更登記の利用を

その後の変更は申請不要に

8年4月から住所等の変更登記が義務化

令和8年4月1日から、不動産の所有者は、住所等の変更登記が義務化される。これに併せ、一度手続を行えば、その後に住所等の変更があっても、自身で登記申請することなく、法務局が職権で住所等変更登記をしてくれるサービス「スマート変更登記」が利用できるようになる。個人の場合は、7年4月21日から始まる「検索用情報の申出」をすることで、法人の場合は、「会社法人等番号の登記」をすることでスマート変更登記が利用できる。法務省は今月5日に住所等変更登記の義務化特設ページを開設し、スマート変更登記の利用方法などについて説明している。

8年4月1日から、不動産の所有者は、住所等の変更登記が義務化される。これに併せ、一度手続を行えば、その後に住所等の変更があっても、自身で登記申請することなく、法務局が職権で住所等変更登記をしてくれるサービス「スマート変更登記」が利用できるようになる。個人の場合は、7年4月21日から始まる「検索用情報の申出」をすることで、法人の場合は、「会社法人等番号の登記」をすることでスマート変更登記が利用できる。法務省は今月5日に住所等変更登記の義務化特設ページを開設し、スマート変更登記の利用方法などについて説明している。

することとなり、住所等の変更があるたびに自身で登記申請をしなくても、義務違反に問われることがなくなる。利用を呼びかけている。

個人の場合は、検索用情報の申出をすることで（1月27日号4面参照）、スマート変更登記が利用できる。

法人の場合は、会社法人等番号の登記をする必要がある。会社法人等番号の登記がされた後に本店・主たる事務所の住所や会社・法人の名称に変更があった場合には、法務局が住所等の変更の事実を確認して、職権で登記することになる。

会社法人等番号の登記は、6年4月1日から、所有権の登記名義人が法人であるときの所有権の登記の登記事項として法人識別事項が追加されている。これにより、6年4月1日以降に所有権の名義人となる場合、登記の申請書に、新たに所有者となった者の名称、住所に加え、会社法人等番号を併せて記載して申請することで会社法人等番号が登記される。

6年4月1日より前に所有権の名義人となっている場合は、オンラインまたは書面により、会社法人等番号の申出をすることで、会社法人等番号が登記される。

17.4%増の7兆9048億円
配当等が増加
1月税収

財務省は3日、1月の税収実績をまとめた。同月分税収は、前年同月比17.4%増の7兆9048億円、同月末累計は同4.0%増の44兆5466億円だった。補正後予算額7兆34350億円に対する進捗割合は60.7%となっている。

税目別にみると、源泉徴収分は、同28.0%増の4兆5267億円、前年度より約1兆円増加。1兆円のうち、8000億円は、特定口座分の配当税収と株式譲渡税収の増加となっている。残り

の2000億円の増収は、12月に支給された冬のボーナスが影響している。申告分と合わせた所得税全体では、同28.2%増の4兆5685億円だった。

法人税は、11月期決算法人の確定申告分と5月期決算法人の中間申告分が中心で、同20

相互協議の状況で
国税庁が訂正

国税庁はこのほど、令和6年11月7日に公表した「5事務年度の相互協議の状況」（6年11月18日号3面参照）の相互協議事案の種類の件数で、一部誤りがあったとして訂正した。訂正は次の通り。

・移転価格課税の発生件数(誤38件↓(正)36件)
・その他の発生件数(誤)7件↓(正)9件
・移転価格課税の繰越件数(誤)126件↓(正)124件
・その他の繰越件数(誤)14件↓(正)16件

着眼大局

《96》

この一世紀の世界の代表的独裁者といえば、20世紀ではヒトラー（1889-1945年）、スターリン（1878-1953年）、毛沢東（1893-1976年）が思い浮かぶ。21世紀の現代では習近平（1953年北京生）、プーチン（1952年レニングラード生）、ジョージ・Make America Great Again(MAGA) America First(AF)を標榜、米大統領に再選、最強の国力を背景に世界諸国に米国の要求をつきつけ、圧力をかけるトランプ（1946年ニューヨーク生）もその一人と

習近平、プーチン、そして、トランプ

上下院とも多数を占め、選挙で勝利した政権であるが、2025年1月20日2期目就任後、矢継ぎ早に、不法移民根絶、外資の米国内投資強請、国内産業回復・雇用拡大のための関税引き上げ（対メキシコ・カナダ・中国、アルミニウム、鉄鋼、自動車など）、温暖化防止のパリ協定離脱と石油・ガスの量産奨励、WHO離脱（中国影響悪化）、パナマ運河管理（対中国対策）、グリーンランドへ触手、ウクライナ戦争終結交渉着手（ロシア寄りスタンス）、ガザ地区を米国有・再建、官庁・公務員の大規模削減（マスク主導）などを打ち出し、バイデン前政権を徹底批判、世界に衝撃を与えている。

習近平は、文化大革命で1969年延安に下放されたが、74年1月共産党入党、79年精華大学化学工部卒、2000年福建省長、2007年上海市委書記、2012年中央軍委中央政治局常務委員、8年國家副主席、12年党總書記、党中央軍事委員會主席、13年

性の多様性問題など米国民の持つ不満、不安をMAGA、AFで引き寄せて得た選挙民の支持を背景とする。打ち出した政策はいずれも副作用を伴うものであり、また、実施に移れば内外の法的问题や摩擦も多発しよう。標榜している効果も現実化するかに疑問もある。世界諸国は、トランプの最強の力を剥き出しにした行動と圧力、世界の秩序を守る覇権国家、西側諸国のリーダーの役割放棄の行先を固唾をのんで見守る。一方、備えに追われている。

在任（法令上2期まで）、首相、2012年大統領復帰、18年再選、21年憲法改正（更に2期2036年まで在任可能とし長期政権実現）、24年4選。ソ連邦解体後のロシアの国力伸長、社会体制整備、外交に注力する一方、政敵抹殺、選挙基盤、専制基盤を確立した。22年2月ウクライナ侵攻（大ロシア主義標榜、属領化を狙う）、ゼレンスキー政権の予想外の抗戦、西側の経済制裁はあるが、ウクライナに対し優勢な状況にある。旧知のトランプ米大統領登場、停戦関与を歓迎している。

3人は、今のところ、国民の多数の支持がある。しかし、今後、国民の期待する成果を上げられない、あるいは、行き過ぎ、政権の腐敗や弱体化で支持を失うこともあり得る。世界に影響する21世紀の大きなドラマである。（匡）

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
<https://www.15mimura.co.jp>

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社 / 〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

34

中小法人の事業承継対策については、かつては、専ら財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価額(主として、類似業種比準価額)を引き下げればよいとされてきた。しかし、この方法では、限界があるということで、平成14年度税制改正において、初めて、法制度として、同族会社株式等の課税特例(最高・株式価額3億円の10%控除)が設けられた。これが、法人版事業承継税制の原点である。

次いで、平成21年度税制改正において、前記の制度が改正され、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予制度が設けられた。この制度では、承継株式の価格の約53%が納税猶予の対象となるというものであった。これが、一般制度と言われるものである。

その後、中小法人の経営者の多くが団塊世代であったこともあり、経営者の高齢化が急速に進んだため、早急な経営者の世代交代が必要であるということで、平成30年度税制改正において、非上場株式の納税猶予の特例制度が制定された。

その主な内容は、①猶予対象株式の制限撤廃(猶予税額100%可能)、②雇用確保要件の事実上の廃止、③後継者を3名まで可能にする、④代表者以外からの株式贈与を可能にする、⑤経営環境変化に対応した減免制度の創設等であった。そして、10年間の時限立法として、早期に経営者の世代交代を促進させ、制定後5年以内(令和6年3月末まで)に特例承継計画の提出を要する、というものであった。

このような特例制度については、適用要件が非常に厳しく、申請件数が予定を大幅に下回るようになったが、それでも、事業承継段階では納税負担が軽くなることなどもあって、中小企業側から、時限立法ではなく、その恒久化を求める強い要望が続いている。そして、特例承継計画の提出期限が令和6年3月末に迫っている

こともあって、令和6年度税制改正大綱が、どのように対応するかが注目されていた。ところが、令和6年度税制改正大綱は、次のように、特例承継計画の提出期限を2年延長するものの、特例制度それ自体は予定通り打ち切るとした。

「法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たない課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」

かくして、「令和7年度税制改正大綱」では、特例制度の適用要件について、「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行・贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。」として、適用要件を一部緩和したもの、特例制度の延長それ自体は不問とした(これは、前記令和6年度税制改正を大綱の方針通りであることを示唆している)。

ところで、筆者自身、事業承継に関するコンサルや税理士法人の代表社員を8年間にわたって経験したことに照らすと、企業も経営者も「生き物」であるから、「定年制度」のように、「60歳で交代」「70歳で交代」とはいかないのである。事情によっては、80歳になっても交代できないこともままあるはずである。そうすると、事業承継税制それ自体について、適用期限を切ること自体「事業承継」の何たるかを理解していないことになる。

まさに、令和6年度税制改正大綱が指摘するように、「日本経済の基盤である中小企業」の永続のため、効果的な事業承継税制の恒久化を図るべきである。中小企業の経営者等が安心して事業に専念できるように……。

法人版事業承継税制

令和7年度税制改正大綱を読む

■編集部 編

10

消費課税

【外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し】

現行の免税制度を悪用し、多額の免税購入品が日本国内で転売される等の事例が相次いでいる。こうした不正利用を排除し、免税店が負担を負うことのない制度とするため、外国人旅行者に消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す。

① 免税方式の見直し

外国人旅行者は、免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければならない。確認を受けたときは、その確認した旨の情報(税関確認情報)を免税店が保存することを要件として、その免税対象物品の消費税を免除する。

外国人旅行者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならない。

税関長は、免税店(承認送信事業者を含む)に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。また、新方式の施行に当たり、空

消費品購入上限額や特殊包装を廃止

免税店制度を「リファンド方式」へ見直し

港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁で業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

② 免税対象物品の範囲の見直し

免税制度を、引き続きインバウンド消費拡大の重要な政策ツールとして活用するため、旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、消耗品の購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止し、「一般物品」と「消耗品」の区分を廃止する。また、免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

③ 免税販売手続の主な見直し

高級時計等のすり替え防止のため、税抜100万円以上の免税品については、商品特定するための情報(シリアルナンバー、ブランド名、型番等)を国税庁に提供する(今後、具体的な内容をQ&A等で公表)。

また、現行制度において、消費税を賦課決定した者の半数以上が、免税品を郵便局等から「別送」したと抗弁し、税関での持ち出しが確認できない状況であることから、免税対象物品を免税店以外から海外に配送する「別送」を廃止する。なお、免税店から直接海外に配送する「直送」制度は、引き続き存置する。

④ 適用時期

8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用することとし、「別送」を認める取扱いは、7年3月31日をもって廃止する。

プチ・コール
PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15
電子申告済
05.12.28
山本

プチコール SMART24
電子申告済
28.12.28
東京税理士事務所

心ゆたかなコミュニケーションづくり
サンビー株式会社
〒543-0031 大阪市天王寺区石津13番10号
ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp>

いんだんに使った生薬が
身体のおさまて温める。

生薬の巡り湯
生薬はじめ有効成分が
溶け出し湯へ広がる。
温浴効果とともに、
巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイス
ローズウッドの香り。生薬配合により
上質で贅沢なお風呂のひとつを楽しま
れます。保湿成分のホホバオイルが、
お肌のめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ
人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社
〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

心体験
お風呂の
芯

特徴
巡り湯の
効果


有効成分
生薬
保湿成分
ホホバオイル
ローズウッド

医薬部外品

ONLINE SHOP
はこちら

Instagram
はこちら

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
<http://www.yoshimurakensetu.co.jp>

Yoshimura
Construction Co., Ltd.

中小企業が知っておくべき 直近の労働関係法令改正のポイント



■弁護士 毛塚 衛

育児・介護休業法の改正②

育児・介護休業法の改正点は多岐にわたるため、順次項目を立てて解説していきます。今回の改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われることとなります。

子の看護等休暇は取得しやすく

企業の規模による適用除外なし

1 子の看護休暇の見直し
現在の子の看護休暇制度については、前回記載したとおりです。令和7年4月1日から施行される改正法により、①対象となる子の範囲の拡大、②取得事由の拡大、③労使協定による継続雇用期間6カ月未満除外規定の廃止が行われ、改正によって、以下のとおり労働者が幅広く看護休暇を取得することができるようになります。

2 2日以下の労働者に限定されること
また、子の看護休暇という名称が、子の看護等休暇に変更になりますので、就業規則や労使協定の形式面および内容面の双方の見直し義務が生じます。

3 短時間勤務制度(3歳未満の代替措置にテレワーク追加)
会社において、短時間勤務制度

4 育児のためのテレワーク導入
3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。就業規則等の見直しも努力義務となります。

5 企業における実務対応
本記事で解説をした4つの改正については、いずれも令和7年4月1日から施行されます。そして、いずれの改正についても企業の規模によって適用除外はなく、すべての企業が改正法の対象となります。

そのため、現時点で就業規則等の整備が未了の場合の企業については、急ぎ就業規則等の社内規定の見直しを行う必要があることも、育児中の労働者の休暇に備えた人材確保等の企業の体制整備を図る必要があります。

老後のための資産形成

イデコを始める前に知っておきたいこと



■編集部編 3

「イデコのデメリット」

イデコのデメリットは、第一に原則として60歳以降の受給年齢に達するまで引き出せないこと。単にお金がないという理由では引き出せないため、住宅の購入などで近い将来にまとまったお金が必要になると見込まれる人は、資金に余裕がある場合を除いて現時点での利用は向いていないかもしれません。

なお、引出可能年齢を原則60歳以降としているのは例外があるためです。例外的に脱退一時金を受け取るには、①60歳未満であること、②企業型確定拠出年金の加入者でないこと、③イデ

原則60歳以降となるまで引き出せず

通算加入期間が10年未満ならさらに遅く

コに加入できない者であること、④日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと、⑤障害給付金の受給権者でないこと、⑥企業型確定拠出年金の加入者およびイデコの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または個人別管理資産の額が25万円以下であること、⑦最後に企業型確定拠出年金またはイデコの資格を喪失してから2年以内であること——のいずれにも該当する必要がある。加入者等が一定以上の障害状態となった場合は障害給付金を、死亡した場合は遺族が死亡一時金を、それぞれ受け取ることが出来ます。

受給開始年齢はイデコに加入していた期間等(確定拠出年金の通算加入者等期間)に応じて変わってきます。60歳から受給を開始するには、60歳になるまでの通算加入者等期間が10年以上必要となります。10年に満たない場合は受給可能年齢が繰り下げられ、同期間が8年以上10年未満であれば61歳、6年以上8年未満であれば62歳、4年以上6年未満であれば63歳、2年以上4年未満であれば64歳、1年以上2年未満であれば65歳がそれぞれ受給開始年齢となります。60歳以降に初めてイデコに加入する場合は、加入した日から5年を経過した日以降に受給が可能になります。

他に思いつくデメリットとしては、元本割れのリスクがあることです。イデコは自身で拠出した掛金を、自己責任で運用する制度ですので、自身が選んだ商品の運用パフォーマンスが悪いと、元本割れをする可能性があります。イデコの運営管理機関連絡協議会が公表している確定拠出年金統計資料によると、若い年代では外国株式型投資信託などアクティブな運用をする傾向が強く、年代が上がるにつれ、預貯金や保険など元本確保型の商品の選択比率が高まります。同じくリスク要因としては、今後の税制改正によって、特に受取時の税負担等が変わる(重くなる)可能性のあることが考えられます。

他に思いつくデメリットとしては、元本割れのリスクがあることです。イデコは自身で拠出した掛金を、自己責任で運用する制度ですので、自身が選んだ商品の運用パフォーマンスが悪いと、元本割れをする可能性があります。イデコの運営管理機関連絡協議会が公表している確定拠出年金統計資料によると、若い年代では外国株式型投資信託などアクティブな運用をする傾向が強く、年代が上がるにつれ、預貯金や保険など元本確保型の商品の選択比率が高まります。同じくリスク要因としては、今後の税制改正によって、特に受取時の税負担等が変わる(重くなる)可能性のあることが考えられます。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度における相続税の物納申請の件数になります。

答え = 件

ナンプレの予想難易度：6

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月23日(日)

前回の答え 万件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

松山 道後

津島

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

金メダルの角田選手が広報大使

千葉西署 e-Taxの利便性PR

千葉西税務署(五月女浩一署長)は1月30日、同署管内の千葉県八千代市出身でパリ2024オリンピック柔道女子金メダリストの角田夏実選手が、同署e-Taxの広報大使に就任するイベントを行った。



角田選手は、スマホを利用した所得税の確定申告書作成の模擬体験を行い「スマホ申告の利便性をPR。スマホのカメラで源泉徴収票を読み取る便利な機能などを使いながら、ふるさと納税を行った場合の確定申告書作成を約5分で完了したII写真。

「確定申告相談会は原則事前予約制となっており、毎年大変混雑しますので、自宅等からゆっくり簡単便利なe-Taxによる『スマホ申告』をぜひ活用していただけたら」と呼び掛けた。

また、五月女署長は、

JR駅構内に作品掲示

高校の書道部が久留米署に贈る

福岡県立浮羽実習館(久留米署管内)の書道部は、この春、JR久留米駅構内に掲示されたII写真。

部長の高尾結花さん(2年)は「私たちの

作品を見ていただけて、スマホを使った確定申告やキャッシュレシユスについて知ってもらえると嬉しいですよ」と作品への思いを語った。

体験を終えた角田選手は、「スムーズにできて思っていたよりも簡単で、これなら両親にも勧められそうだと感じました。税務署に足を運ぶのは大変だと思いますが、自宅

にアクセスし、サンパルの源泉徴収票をスマホカメラで読み取る自動入力も体験しながら、還付申告書を作成途中でうまく操作できなかった参加者は、同署資産課税2部門の比留間優斗事務官と

また、マイナンバーカードを使用したe-Taxのデモンストラシユンも行い、参加者はマイナンバー連携についても理解を深めた。

講座終了後、多くの参加者が「スマホ申告をしたい」と回答、「スマホ申告を敬遠していたが、分かりやすい講座でしっかり理解できたのでチャレンジしたい」と大好評だった。

田口署長は、「地域の人たちの身近な場所である図書館は、知識と文化の発信の拠点として、今後もさまざまな連携事業が可能だと実感しました」と手応えを語り、鈴木館長も「今後も引き続き、機会あるごとに税務署とコラボしていきたいです」と話していた。

なお、同図書館には税に関する図書の展示コーナーも設けられ、来館者が税の関心を深める一助となっている。

とよのDX協議会を開催

電子申告の推進で活発に意見交換

大阪・豊能税務署管内の行政機関、関係民間団体、商工会議所、商工会、金融機関を構成員とする「とよのDX協議会」は、このほど、池田商工会議所において、第2回の協議

会を開催したII写真。当日は、豊能税務署(楠知典署長)の担当者が令和6年分確定申告における「e-Tax」および「キャッシュレス納付」推進に係る国税当局の取組などを紹介した後、電子申告(e-Tax・eLTAx)の推進をテーマに、各構成員が活発に意見交換会を行うなど、大変有意義な場となった。

また、作品掲示に協力した同駅の城戸洋平署長は、福山署長から確定申告PR大使に任命され、駅の利用者らにスマホ申告を呼び掛けた。

図書館でスマホ申告体験講座

中野署 税の図書の展示コーナーも

東京・中野税務署(田中直樹署長)は1月23日、中野区立中央図書館(鈴木正美館長)との共催による「今年こそはスマホで確定申告!」スマホ申告体験講座を同図書館セミナールームで開催した。当日は、午前と午後

の2回行い、各回約30人が参加。講座では、まず初めに同署総務課の浦壁香

子課長補佐がマイナンバーカードを使用したe-Taxの概要を分かりやすく説明した後、同署個人課税第3部門の植松秀郷事務官と同署個人第4部門の松下裕事務官が講師となり、スマホ申告について解説した。

参加者は、実際にスマホを操作して国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」

署個人課税2部門の島田寧々事務官の補助を受け、無事に完成させたII写真。

また、マイナンバーカードを使用したe-Taxのデモンストラシユンも行い、参加者はマイナンバー連携についても理解を深めた。

講座終了後、多くの参加者が「スマホ申告をしたい」と回答、「スマホ申告を敬遠していたが、分かりやすい講座でしっかり理解できたのでチャレンジしたい」と大好評だった。

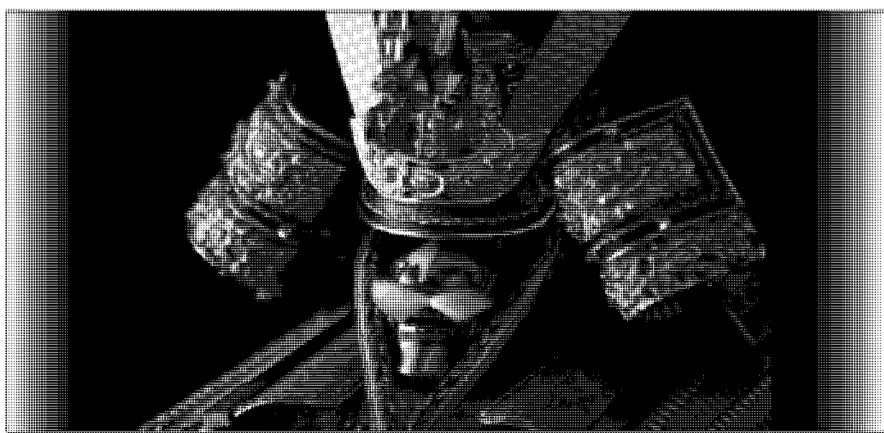
田口署長は、「地域の人たちの身近な場所である図書館は、知識と文化の発信の拠点として、今後もさまざまな連携事業が可能だと実感しました」と手応えを語り、鈴木館長も「今後も引き続き、機会あるごとに税務署とコラボしていきたいです」と話していた。

なお、同図書館には税に関する図書の展示コーナーも設けられ、来館者が税の関心を深める一助となっている。

「作り手の心」「飲む楽しさ 食べる喜び」その真ん中に。



酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp



江戸時代の人形専門家 **人形の久月**

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑前/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180